

横瀬町環境衛生推進活動事業補助金交付要綱

昭和59年7月1日要綱第3号

(趣旨)

第1条 町は環境衛生の推進を図るため、環境衛生推進活動を行う地区に対し、当該補助事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業は、家屋内外の消毒機具の購入費に助成するものとする。

(補助額)

第3条 前条の消毒機具購入費の補助率は2分の1以内とし、毎年度町長が予算の範囲内において決定する。

(補助申請書の様式)

第4条 消毒機具購入費の補助金交付申請書は、規程第4条に定める補助金交付申請書の様式にかかわらず、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 補助金交付決定通知書は、規程第7条に定める補助金交付決定通知書の様式にかかわらず、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第6条 実績報告書の様式は、規程第11条に定める実績報告書の様式にかかわらず、様式第3号のとおりとし、提出期限は事業完了後30日以内とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(平成17年告示第1号)

この告示は、平成17年2月1日から施行する。